

麻薬及び向精神薬取締法

<麻薬小売業者間譲渡許可>

種別	条	項	法令の定め	審査基準
法	24	11	麻薬小売業者は、麻薬処方せん（第27条第3項又は第4項の規定に違反して交付されたものを除く。）を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。	
		12	前項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けて譲り渡すときは、適用しない。 一 麻薬小売業者が他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合 都道府県知事 二 前号に掲げる場合以外の場合 厚生労働大臣	
法	59-6	1	この法律に規定する免許又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。	1. 麻薬小売業者は、本許可に基づき他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡す場合には、麻薬処方せんの写し（麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡・譲受に限る。）及び譲受人が作成した譲受確認書(許可書に添付する様式)の交付を受けた後、又はこれと引換えに麻薬を交付し、同時に、自らが作成した譲渡確認書(許可書に添付する様式)を麻薬の譲受人に交付すること。 2. 1. により交付を受けた麻薬処方せんの写し（麻薬の在庫不足により、急な麻薬処方せんに対応できない場合の譲渡・譲受に限る。）及び譲受確認書又は譲渡確認書は、交付を受けた日から2年間保存すること。 3. 同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けないこと（ただし、本許可書を返納した場合はこの限りではない。） （令 3.7.5 付け薬生発 0705 第2号通知） （令 3.7.5 付け薬生監麻発 0705 第2号通知）
則	9-2	1	2以上の麻薬小売業者は、次に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、前条の規定にかかわらず、次項に定める手続により共同して、法第24条第12項第1号の規定による麻薬の譲渡しの許可を申請することができる。 一 いずれの麻薬小売業者も、次に掲げる場合に限り、麻薬を譲り渡そうとする者であること イ 共同して申請する他の麻薬小売業者がその在庫量の不足のため麻薬処方せんにより調剤することができない場合において、当該不足分を補足する必要があると認めるとき ロ 麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬であって、その譲受けの日から90日を経過したものを保管しているとき、又は麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬について、その一部を法第24条第11項若しくは第12項の規定に基づき譲り渡した場合において、その残部であって、その譲渡の日から90日を経過したものを保管しているとき 二 いずれの麻薬小売業者も、当該免許に係る麻薬業務所の所在地が同一の都道府県の区域内にあること	麻薬小売業者は、同時期に2以上の麻薬小売業者間譲渡許可を受けてはいけない。
		2	前項の規定により申請する場合において、麻薬小売業者は、次に掲げる事項を記載した申請書（別記第10号の2様式）をその麻薬業務所の所在地を管轄する都道	麻薬小売業者間譲渡許可の申請に当たっては、許可申請書の正本を1部、許可申請書の副本を申請者の数と同じ部数を共同して提出すること。

種別	条	項	法令の定め	審査基準
			府県知事に共同して提出しなければならない。 一 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所所在地） 二 麻薬業務所の名称及び所在地 三 期間を限定して許可を受けようとする場合には、その期間 四 いずれの申請者も、前項第1号イ又はロに掲げる場合に限り、麻薬（同号ロに掲げる場合にあっては、当該麻薬に限る。）を譲り渡す旨 五 当該申請を行う麻薬小売業者を代表する者（第6項及び第7項において、「代表者」という。）を置く場合は、その氏名（法人にあっては、その名称） 3 都道府県知事は、前項の申請に係る法第24条第12項第1号の許可（以下この条において「麻薬小売業者間譲渡許可」という。）をしたときは、前項各号に掲げる事項を記載した麻薬小売業者間譲渡許可書を交付する。 4 麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間は、許可の日からその日の属する年の翌々年の12月31日又は第2項第3号の期間の最後の日のいずれか早い日までとする。 5 麻薬小売業者間譲渡許可は、その有効期間が満了したときは、その効力を失う。 6 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第4項の有効期間内においてそのいずれかの免許が効力を失ったとき、そのいずれかが他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき、又は第2項第1号、第2号若しくは第5号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を記載した届書（別記第10号の3様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して届け出なければならない。ただし、代表者が当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全てから同意を得た場合には、代表者のみが届け出ることをもって足りる。 7 麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者は、第4項の有効期間内において、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者を加える必要があるときは、第1項各号に掲げる全ての要件を満たす場合に限り、次項に定める手続により当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者と共同して届け出ることができる。ただし、代表者が当該届出の内容について、当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた他の麻薬小売業者全てから同意を得た場合には、代表者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者のみが届け出ることをもって足りる。 8 前項の規定により届け出の場合において、麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者及び当該麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者以外の麻薬小売業者は、第2項各号に掲げる事項を記載した届書（別記第10号の4様式）に麻薬小売業者間譲渡許可書を添えてその麻薬業務所の所在地を管轄する都道府県知事に共同して提出しなければならない。 9 都道府県知事は、第六項及び第七項の届出があつたときは、麻薬小売業者間譲渡許可書を書き替えて当該麻薬小売業者に交付する。 11 麻薬小売業者間譲渡許可書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該麻薬小売業者間譲渡許可書を都道府県知事に返納しなければならない。	届書の正本を1部及び届書の副本を許可業者の数と同じ部数を共同して提出すること。 第1項の審査基準を満たすこと。 届書の正本を1部及び届書の副本を許可業者及び追加する麻薬小売業者の数と同じ部数を共同して提出すること。 麻薬小売業者間譲渡許可書返納届（大阪府の定める様式）の正本を1部及び届書の副本を許可業者の数と同じ部数共同して提出すること。

種別	条	項	法令の定め	審査基準
			一 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者が他の麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき。 二 全ての麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき。 三 前項の規定により麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後において亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき。	